

なるほど!

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 41

自社株式の価値や移転の意味と多様性

事業承継相談にお見えになる方の多くが、自社の株式の相続税評価額なるものの高さと税負担に悩まれて…という社長さんです。他方、自社の株価が高くないので安心しているか、又は株価や相続税にほとんど関心のない社長は、結局、事業承継にも無頓着ということが多いようです。

株価は高くないが、社長から会社への貸付金が資本金の 10 倍以上の金額になって、その方が明らかに将来の税負担の問題が大きいか、会社の事業用の主要な不動産が個人資産で、その後継者への確実な移譲と税負担について無計画という会社に出会うことも少なくありません。

社長は、短絡的に高い株価と税金に右往左往せずに、事業承継にとって「自社株式の時価」とは何か？を正しく理解することが重要であり、承継を考える上での助けとなります。

細かな理解を進める前に、①上場していない中小企業の株価の評価は一つではないということ、②後継者への自社株の集中・移転は経営権の集中・移転のためであること、そして ③会社の株価が高いということは後継者にとって価値ある事業承継の証の一つであるということの3点を、まず念頭に置いてください。

非上場会社の株式は、取引の場合や方法の違い、取引の当事者が法人か個人か、あるいはその関係性や立場で何通りもの顔をもっています。評価や使う場面を間違えると、上手くいくものもダメになり、思わぬ税負担さえ発生します。そこが面倒なところでもあり、又知恵の使いどころでもあるわけです。

大別して、①収益力を基準とした株価評価 ②資産価値を基準とした株価評価 ③他社との比較による株価評価の三つの評価方法があります。これらの方法は、どれか一つを選択するというよりも、場合によって合理的な組み合わせや折衷法によって評価を行います。

ちなみに、相続税・贈与税では三つをすべて用いていますが、課税の公平の観点から解釈の幅やブレが少ないように、計算方法や基準値を細かく明示しているのが特徴です。

親族内承継においては税金に納得がいけないケースが多いですが、親族外の後継者が、現社長から株式を譲り受けるという場合によく問題になるのは、この株価に対する見解の食い違いです。

その大きなポイントは「現在価値」と「将来価値」の観点の違いです。それは、同じ株式でありながら、譲る側にとっては自身の経営者人生の積み重ねの中の現在価値という見方があり、譲り受ける側にとっては、これからの経営環境と闘って生き抜いていくための不確実な将来収益力や、その将来に備えた資産価値という見方があるからなのです。これもまた当然の話です。

次回から評価方法①②③の一つ一つについて、それぞれの概念を理解していただきましょう。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311

E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com